

意見書

東イ通経企第 10-040 号

平成 23 年 2 月 17 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 980-0811

住所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

氏名 東北インテリジェント通信株式会社

代表取締役社長 柴田 一成

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡先 東北インテリジェント通信株式会社
営業本部経営企画部

住所 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

電話

F A X

E - m a i l

(意見：要旨)

1. 公正な設備競争に配慮した接続料設定が必要。

(意見)

(ア)設備競争が行われている光ファイバ接続料の算定にあたっては、NTT東日本殿やNTT西日本殿（以下「NTT東西殿」という。）や接続事業者だけでなく、電気通信設備を自ら設置して電気通信役務を提供する事業者（以下「設備事業者」という。）を含めた公平性担保が必要です。

(イ)設備コストと乖離した接続料設定は公正な設備競争を阻害します。

(意見：要旨)

2. 加入光ファイバ接続料の算定方式について、将来原価方式ではなく実績原価方式に変更すべき。

(意見)

(ア)将来原価方式はNTT東西殿に有利な競争（2年先の価格と現在の価格との競争）を強いる制度

- ① 現行の将来原価方式は赤字を翌々年度に回収する制度です。これは、NTT東西殿が、需要が伸びることを前提に2年先の安い料金で役務を提供できる制度です。
- ② NTT東日本殿の加入光ファイバ接続料における、平成20年度～22年度の実績費用と実績収入の乖離額は124億円（NTT西日本殿は422億円）です。この乖離額はいわば赤字です。
- ③ この赤字を補填することができるキャッシュフローに余裕がある巨大なNTT東西殿であればこそ可能であると言えます。
- ④ このキャッシュフローは他の役務からの内部補填です。
- ⑤ 2年先の安い価格で、かつ、他の役務にその費用の一部を転嫁して役務を提供するNTT東日本殿との競争を弊社は強いられております。

(イ)将来原価方式による加入光ファイバ接続料は過大需要見通しにより安価に誘導可能

- ① 将来原価方式は、将来需要の見通しにより料金設定が可能な制度であり、将来需要を恣意的に見通すことができます。
- ② NTT東西殿は、過大需要を見通すことにより接続料を安価に設定可能です。
- ③ 現に平成20年度～22年度に発生した乖離額は、NTT東西が過大需要を見通したことを示しております。

(ウ) 加入光ファイバ接続料の算定に将来原価方式を採用するための要件を欠如

- ① 接続料に将来原価方式を採用する要件は、「電気通信役務が新規であり、今後相当の需要の増加が見込まれる」こととなっております。
- ② NTT東西殿の加入光ファイバの役務は2001年から行っており、既に10年以上経過しており、電気通信役務が「新規」とは言いがたい状況です。
- ③ 超高速ブロードバンドのインフラ整備率が90%を超え、利用率が30%を超えているなか、インフラ整備率及び利用率の上昇は鈍化傾向にあります。
- ④ 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」及び「『光の道』構想に関する基本方針」では、インフラ整備率及び利用率の上昇の鈍化を認めたいうえで、更なるインフラ整備率及び利用率の上昇のための方策を示しております。電気通信役務が「今後相当の需要の増加が見込まれる」とは言いがたいと考えます。

(意見：要旨)

3. 加入光ファイバ接続料について、止むを得ず将来原価方式を採用する場合は、平成24年度から実績原価方式に移行することを条件として、平成23年度に限り将来原価方式及び乖離額調整制度を導入することには賛成。

(意見)

- (ア)平成23年度から実績原価方式に変更することは、時間的に不可能と推察されますので、実績原価方式に移行することを前提に平成23年度に限りNTT東西殿が提案している将来原価方式及び乖離額調整制度を導入することを支持いたします。

(イ)その条件として次の事項を提案いたします。

- ① 平成24年度は実績原価方式に移行し、平成23年度の乖離額調整を併せて実施すること。
- ② 平成24年度に乖離額調整を行うためには、今回の変更認可申請と同様に平成23年度下半期は予想値で実績費用と実績収入を算出すること。

(意見：要旨)

4. 問題が山積し現状の競争環境にそぐわないため、分岐回線単位の接続料を設定しないことに賛成。

(意見)

(ア)分岐回線単位の接続料設定は、設備を借りる事業者を著しく優遇する制度であり、公正な競争を成り立たなくさせます。

(イ)分岐回線単位の接続料設定による更なる接続料低廉化は設備事業者の投資インセンティブを阻害させます。これらは弊社等地方の設備事業者の衰退につながり、結果的にNTT東西殿の独占が更に進展することとなります。

(ウ)設備競争が衰退し技術革新が起らなくなることは、ユーザーにとっても不利益です。

(エ)2007年度に分岐回線単位の接続料設定について、「OSU共用」、「OSU専用」及び「Bフレッツの接続料化」の項目に分けて検討した際には、こうした問題以外にもNTT東西殿のサービス提供上の問題や保守運用コストの増加といった問題が指摘されました。

(オ)いずれの問題も有効な解決策が無いことから問題は先送りされ、他方、接続料の低廉化が期待されることになっておりました。現状でも問題は残置されたままであります。

(カ)一方、加入光ファイバ接続料については、今回の認可申請において、算定方式に問題はあるものの十分低廉化がなされております。

(キ)接続料低廉化によりシェアドアクセス方式を用いたF T T Hサービスを提供している事業者も出現しており、2007年度当時から市場環境も変化しております。

(ク)従って、問題の多い分岐回線単位の接続料設定を再度検討する必要性はなく、分岐回線単位の接続料設定には反対いたします。

(意見：要旨)

5. 接続料の低廉化だけでなく官民協力の下、利活用促進に努めることが重要。

(意見)

(ア) 昨年の『『光の道』構想』のパブリックコメントでも申し上げたとおり、世帯当たりのF T T H料金及び携帯電話料金とそれぞれの普及率とを比較すると分かるとおり、料金低廉化だけで利活用が進むわけではありません。

(イ) 利用率の向上にはキラーコンテンツ等の必要性を高めることが重要であり、そのためには、国、自治体、民間が一体となり、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

(ウ) 例えば、行政の場合、電子政府、教育や医療等の分野において、I C Tの利活用の促進に向け省庁横断的に取組み、通信設備・サービス購入におけるエコポイントや電子政府申請料の割引等といった政策を推進するなどが考えられます。

(エ) 弊社としても、行政の取組みを支援するとともに、公正な競争環境のもと、「設備競争」と「サービス競争」を展開することで、利用率向上につながる新たなサービスや付加価値の創出に努めてまいります。

以上